

土地革命と毛沢東

——1929～30年赤色根拠地における

土地闘争を中心として——

天 児 慧

はじめに

第1次国共分裂の後、国民党側の攻勢が続く中で1927年11月、わずかの兵士を率いて毛沢東は湖南省境の峻険な山塊、井岡山の一角を占める茶陵県を占領し、ソビエト政府を樹立した。その後、ほぼ1カ年の当地での闘争をへて、1929年1月、敵の包囲・封鎖を打破し、より強固な根拠地を建設すべく江西省南部に進入する。この試みは当時の蔣桂戦争（蒋介石と広西軍閥の対立）の間隙などに乗り一定の成功を収め、さらに同年12月までに数回、福建省西部に入り、やがて当地を勢力下に入れた。こうして、江西・福建省の一带を中心に赤色政権は拡大し、1931年11月中華ソビエト臨時共和国政府樹立（首都瑞金）の基礎を形成したのである。無論この間の過程は全国的なレベルで見れば未だ“星星之火”にすぎず、中国共産党内においても傍流的な運動と見なされていた⁽¹⁾。

ところで、この時期は今日の中共史研究において他の時期と比べ知られざる部分が多い。『毛沢東選集』を例にとっても、この期の論文は第1巻に収録された数編のみであり、それぞれ重要な資料であるが、これだけではとうてい当時の革命の流れを総体的に把握することはできない。このような事情は当時の資数不足・資料の紛失などの他に、この期間が「激烈さ・誤謬・極度の困難をこうむった時期であり、今日の中国共産主義者達によって好感をもって回顧されていない」ことを指摘する研究者もある⁽²⁾。しかも、毛沢東自身の文書からさえ当時の革命運動の実態が必ずしも今日いくつかの研究書で主張されてい

るごとく「毛沢東と中共の一貫せる指導のもとで一步一步と前進してきた」ものではなかったことを読みとることができる⁽⁴³⁾。すなわち、この時期は以下の論述にも示される如く、毛沢東自身未だ全体化した革命の原則と方法を確立しておらず、現実との相剋の中で紆余曲折しつつ、それを形成していった過程である。しかも、他方それは中共中央やコミンテルンとの路線上の実質的な対立となって現われている。

そこで、本論は毛沢東のユニークな思想の原型が如何なる背景・過程をへて形成されたのかという問題を、抽象化された理論へベルにおいてでなく、具体的な実践との交錯した世界において明らかにしようと思う。したがって、ここでは焦点を特に民衆の最大利害関心事であった土地革命にしぼり、それが本格化していき、かつ土地政策の原則をめぐって激しく党内対立が展開された1929～30年の江西・福建での根拠地建設期を中心に考察をすすめることにする。さて、以上の課題の導入として江西省に移動する少し前に、毛沢東達が作成したと言われる「井冈山土地法」(1928年12月制定)の内容・評価を検討し、土地革命開始の頃、彼が如何なる政策を実施していたのかを明らかにしておこう。

1. 井冈山土地法の内容・評価について

1928年6月、モスクワで開催された6全大会まで、中共には正式な土地綱領というものはなく、しかも毛沢東達はその内容を知ったのは1929年の初期に入ってからである⁽⁴⁴⁾。僅かに1929年11月、党中央臨時政治局会議で採択された土地政策の基礎的文書が28年4月頃に毛沢東の手元にとどいている⁽⁴⁵⁾。しかし、これはただ幾つかのスローガンが掲げられているのみで具体的方法・規準原則などは呈示されておらず、ほとんど役に立たなかったと思われる。しかも、「焼打ちと殺害を徹底化し、小ブルジョアを強制的にプロレタリア化する」という過激な政策を主張した湖南省党員会との対立、時として激しい土地所有への執着にかりたてられた農民の衝動的行動は、戦闘員・武器・食料などの欠乏に加えて革命状況を一層困難なものにしていた。こうした中で、それでも試行錯誤しながら1年余りの井冈山における土地闘争を推し進め、その一応の成

果として井岡山土地法が制定されたのである。勿論、この土地法が当時すでに10数ヶ所に散在していた赤色根拠地での土地闘争の実情を十分に反映していたとは言い難い。だが中共史上最初の土地法として、また毛沢東が初めて具体的に土地革命に取り組んだ時期のものとして注目すべきである。そこで、まずその主な内容を示しておく。

- (1) 一切の土地を没収，政府所有で農民は使用権のみを有す。
- (2) 没収・分配後の土地売買の禁止。
- (3) 老幼病人及び公職者を除く全ての人々に労働を強要。
- (4) 分配の量的規準—男女老幼を問わず人口による平均分配が主。特別な場合，労働力規準。
- (5) 分配の地域的基準—郷単位が主。特別な場合，数郷或いは区を規準。
- (6) 将校・兵士・公職者は農民同様，農村手工業者は農民の半分の土地を得ることが可能。

今日、この土地法の評価については次の2つの見解が代表的なものと考えられる。そこでこれらの見解を検討しつつ、毛沢東の初期土地革命思想の観点と実情を明らかにしよう。

まず第1にJ・E・ルーは特に上記した内容の(1)を重視しながら、「毛と朱徳は中央の指令に服従していたように見える」と指摘し、この土地法が毛沢東よりも当時の党中央の主張によるとの見解をとっている⁽⁶⁾。第2に山本秀夫氏は1927年春、国共合作当時の国民党土地委員会拡大会議に提出された「土地問題決議草案」とこの土地法の関連を重視している。この「草案」は毛沢東を中心とした5人の起草によるものであり、山本氏は両者の比較検討からこれを「井岡山土地法の原型をなすもの」とみなし、井岡山土地法が毛沢東の独自性によるとの立場にたっている⁽⁷⁾。

前者の主張に関して、ルーは1928年の2月から6月にかけて党中央が「一切の土地を没収し、農民には使用権のみを承認し土地売買を禁止する」という主張を行ない、毛沢東の穏健な土地政策に対抗したと論じている⁽⁸⁾。だが既述した1927年11月党中央臨時政治局会議の主張は「一切の地主の土地を没収せ

よ」であり、1928年6月の中共6全大会でもこの主張を完全に踏襲している⁽⁹⁾。しかも、少なくとも28年2月から6月の間に党中央が「一切の土地を没収せよ」と主張している公式文書はなく、論理的にも考えられない⁽¹⁰⁾。さらにルーは毛沢東が28年10月の第2回茅坪会議で党中央の主張する「完全な土地の没収」に反対したとも述べ、その根拠として毛沢東が過度の中間階級打撃の政策を厳しく批判したことをあげている。確かにそうした批判は『毛沢東選集』からさえもうかがい知ることができるが、このことから即上記のように述べることは少々飛躍であると言わざるをえない。ルーの見解を慎重にみるならば、方法上の問題として彼が当時の毛沢東の政策＝極めて穏健、それに適さぬ政策＝党中央・コミンテルンの主張との観点から、種々の資料を分類しようとしていた点を指摘できる。確かにコミンテルンや党中央と毛沢東の主張を比較し、その相違を明らかにすることは重要な研究課題でもある。だが周知のごとく、“孤立無援”の井冈山闘争期に毛沢東と党中央はほとんど隔絶の関係におかれていたのであり、両者の対立をあまりに拡大化することは危険である。しかも毛沢東の思想がコミンテルンや党中央と完全に図式的に区分できるほど単純な対立関係にあったわけでも、またそれによってのみユニークな思想が形成されたわけでもない。毛沢東の思想的特徴を考察する場合、党内路線闘争の他に、具体的な敵との関係、大衆自身の要求・主張との関係を思想形成の中心的要因とみることは自明の故に一層、重要である。しかも井冈山期の状況を考慮するならば、ここでは特に後の2者を重視すべきである。

次に、こうした点では山本氏の見解が「当時の毛沢東が如何に農民の自発的な土地問題の解決に信頼していたか」という点を踏えて提起されていることは適切な視角と思われる⁽¹¹⁾。だが山本氏のごとく「土地問題決議草案」を井冈山土地法の原型とまで言いかどうかは疑問が残る。確かに両者は主要な幾つかの点で共通しており、特に既述した井冈山土地法の主要内容の(2)土地売買の禁止、(4)(5)の分配規準は「草案」にも明記され、その関連性の強さを示している⁽¹²⁾。だが、土地売買の禁止は原則的には当初よりコミンテルンが主張していた土地国有化の観点から必然的に導かれる内容であり、また(4)の人口規準

による分配は太平天国革命以来の農民自身の要求であった。しかも、土地革命の性格を強く示す土地没収の対象範囲は「草案」では「土豪・劣紳・貪官汚吏・軍閥及び一切の反革命分子の土地」となっており、井岡山土地法(1)の「一切の土地」とは極めて異っている。対象範囲からみるならば、「草案」よりもむしろ1927年8月20日、中央に宛てた『通信』の中で毛沢東が提案した「土地綱領数条」の方を注目すべきである。彼はここで没収対象を地主に限定せんとした党中央に対し、「小地主・自作農を含む一切の土地を没収し、公有にすべし」との意見を提出している⁽¹³⁾。これはコミンテルンや党中央のこの間の経過からみても、当時の一般状況からみてもユニークなものであり、かつ最も急進的な主張である。こうした見解が数カ月後の井岡山闘争に反映されうると考えることは可能であろう。ただし、その他の規定については「土地綱領数条」と井岡山土地法とはあまり共通していない⁽¹⁴⁾。従って井岡山期以前の土地問題に関する文書のうち、井岡山土地法に強い影響を与えたものとして上記の2者が指摘されるべきであろう。

以上の過程は井岡山土地法が毛沢東自身の判断に依拠しつつ作成されていること、だが彼の判断そのものに明確な一貫性が見られないということを示している。このことはさらに1949年、井岡山土地法の再出版に際して補注として付け加えた原則上の3点の自己批判——(1)一切の土地没収、(2)土地の政府所有、(3)土地売買の禁止は誤りである——からも理解できる⁽¹⁵⁾。かくして、井岡山における土地闘争は文字通り暗中模索の状態であったが、このような中で基本的な政策設定の段階においてさえ、毛沢東が最も依拠したものは他ならぬ下層農民の意見であった。「土地綱領数条」にも「村の農民同志と相談し彼らの意見を求め参考にしながらかつ作った」とただし書きがされている⁽¹⁶⁾。しかも、このような大衆依拠の観点からは、農民の意見が時として「行き過ぎ」的であり結果的にマイナス作用を引き起すものであっても、それが強固な要求の場合、第1に重視し政策として採用するという一面をも形づくっていた。例えば、後に急進的と批判され改められた「一切の土地没収」規定も大衆の要求によることが示唆されている⁽¹⁷⁾。こうした態度は彼自身の模索状態にもよるが、何よりも

J・チェンの指摘するごとく、「革命闘争の遂行は農民に依拠することによって可能となり、農民を味方につけることができなければ、それは毛沢東自身の敗北を意味する」といった差し迫った現実を無視することはできない。おそらく、今日、議論される大衆路線とはこうした民衆と指導者との死活にかかわる“生の利害関係”を契機とし、その中から原型をつくりはじめたのではないだろうか。

以上の検討から井岡山土地法とは無論、客観的にはコミンテルンや党中央の主張とある程度重なりながらも、直接的かつ本質的には農民大衆の要求・主張と毛沢東がこれまで吸収してきた土地政策論のアマルガムとして理解すべきであろう。そして、こうした井岡山期の諸特徴は、やがて1929～30年の党中央・李立三派との対立、毛沢東自身の経験の豊富化といった過程で重要な変化をとげていった。そして、このことは毛沢東の土地革命思想の確立に極めて貴重な一時期を呈したのである。

2. 江西・福建根拠地期の土地闘争

ところで1929～30年の土地政策を検討する前に、そうした内容と影響し合い相関した関係にある土地革命運動の実情そのものを若干整理しておこう。試行錯誤を続けた井岡山闘争期に比べて、この時期は方針及び実践面である程度のまとまりを見せはじめていた。土地革命はおよそ次のような順序で展開された。まず、主に赤軍の力に依拠しながら暴動を起し、地主勢力の武装を解除し革命委員会を樹立する。それと並行してその地域の積極的な農民分子を含んだ土地委員会を設け、没収・分配の規準や方法を討議し、一応ここで確認された内容をもとに一般農民に宣伝・説得工作を行う。農民の関心が高まり理解が得られたところで村民大会を開き、正式な執行委員と実施方法を決定し、それに従って没収・分配が実施されるわけである。勿論、これは最も一般的と思われる方法であって、地域・大衆情況の相違によって様々な方法がとられている。

こうして旧支配勢力が一掃され、土地革命の実施によって得られる下層農民の利益を示すならば以下の如くである。(1)田を得る。(2)山林を得る。(3)旧支配

勢力からの食料・財産の没収により当面の生活苦しのげる。(4)暴動前の債務が無効となる。(5)不当な食料の値上げなどなくなり、米食も可能となる。(6)婚姻制度が改められ、強制的売買が否定されまた、農民の財政的負担も軽減。(7)死亡税その他慣習的な諸税が廃止。(8)牛豚等家畜の価格が適切になり、購入が比較的可能となる。(9)慣習的な接待・迷信が破棄され、それらの費用が不要になる。(10)阿片・賭博・盗人がいなくなる。(11)豚をかい自分も食べられるようになる。(12)自ら農村政権の中核を占めるようになる。これらの利益は程度の差こそあれ中農にも享受される利益であった。以上は毛沢東「興國調査」の内容を整理したものである⁽¹⁹⁾。こうした革命の成果は確かに農民を生活苦から解放し、生きることへの希望を与えるものであった。だが、それは支配階級が打倒され革命勢力がある程度の安定を示し、土地革命が順調に実施された場合において初めて獲得し得る成果なのである。実際には既述した土地工作がスムーズに実施されることはまれな方で、農民党员自身の以下の発言にもうかがわれるごとく、各地で種々の困難な問題にぶつかった。

「1929年に俺のところ〔福建省西部一引用者〕の農民が起ち上って、地区の土地台帳や借金の証文を全部焼き払ってしまった。けれど、あと何をすべきかほとんど誰れもがわからなかった。……やっと3カ月たってから俺たちは土地を分配しはじめた……。しかし、これは暴力沙汰までひきおこしてしまった。山地主と富農が農民同盟や俺たちが作ったソビエトの指導権を握っていたからである⁽¹⁹⁾。」

そこで、当時の土地革命に伴って生じた特に重視すべき問題について2、3指摘しておこう。まず第1に土地分配が実施されながらも農民の生活苦しが依然解消されない実情。江西省吉水県大橋村では、地区により、1人当り8箩か9箩の基準で土地を平均分配するのがやっとであった⁽²⁰⁾。しかも同村の3分の1だけが2期作可能地であり、残りの土地は水利が悪いため晩稲は出来ず、当面の農業技術ではこれ以上の収穫は望めなかった。他方、生活に必要な米は1人当り1年で10箩であり、村人は皆1箩ないし2箩の米が不足した。しかも、これに加え塩・油などの生活必需品を得るため人々は農作業の他に大工、鍛冶屋、

機織りなどや行商をして副業に精を出さねばならなかった⁽²¹⁾。また同県李家坊郷ではこれまで4人家族で8畝〔1畝で約3箩の米が収穫できる〕を有していた郷ソビエト主席の土地が、第1回の分配で縮小され1人当り5箩しか得られなくなった。第2回の分配で最低生活分の田がやっと得られたが、革命前をも含め負債が多額にのぼったため、ついに2人の娘を売らねばならなくなった。江西省吉水県の調査からは以上の如き土地分配後の問題が、特別な例としてではなく、当地の一般的な実情として理解されるのである。

しかしながら、より広範な地域で多発した重大な問題は土地革命の実施過程そのものに内在している困難さであった。すなわち先ほど引用した農民出身党員の発言からも想起されるように土地法の内容が郷・村の底辺レベルまで十分伝達されず、何をどうすべきかがわからずしばしば混乱に陥ったこと、また当時の階級規定があいまいなため、誰れの土地を没収し、誰れに分配するのかという過程が適切に実施されなかったことである。しかもこうした混乱に乗じて地主・富農が土地革命を指導し随意に操縦するという現象が、各地で頻繁に発生した。1930年11月江西省党会議が吉安で開かれ陳毅・陳正人・馬銘諸が当地の土地闘争に関する報告をおこなっているが、それらを要約したメモからだけでも次のような事実がわかる。〔儒林区〕富農が経済を操縦している。〔永新区〕中央及び上級の意見が下級に伝達されず、富農が食糧を操縦。また彼らは貧農を欺瞞し白色恐怖の不安を広めている。〔瑞金区〕党員の80%は地主富農が占め、また〔上猶区〕でも党員80人中30人以上が彼らである。〔信豊区〕赤衛隊長はみな富農であり、西北郷では赤軍を鼓舞して逃亡⁽²²⁾。その他こうした事実は枚挙にいとまがないほどである。「興国調査」からも4つの郷全体で富農32家中24家が革命の過程で次々と反革命へ寝返ったが、革命当初は郷・区ソビエト政府中30%を彼らが占めていたことがわかる⁽²³⁾。

その他、毛沢東自身の調査を中心に当時の土地革命中に生じた主な問題を整理するならば、以下の如き点が指摘できる。

- (1) 中農問題の軽視および中小商人の打撃現象。
- (2) 雇農に対する農民自身の差別的な特別視。

- (3) 暴動後の土地をめぐる労働者と農民の対立。
- (4) 革命権力としての各政府構成に不純分子が介入，かつ官僚主義の弊害。
- (5) 暴動後の政情不安による広範な荒田現象⁽²⁴⁾。

かくの如き実情は大雑把に言うならば，革命陣営の経験の未熟さ・動揺に加え，宗族的共同体関係，革命の主要力量である下層農民が大部分，文盲であり社会的知識に乏しいこと，或いは未だ慣習的な権威に弱い彼らの心理を地主・富農が巧みに利用することによって生みだされたものである。従ってこうした問題の克服はしっかりと下層農民に依拠した，曖昧性のない土地革命原則と方法の確立，大衆教育，彼らの自覚した積極的な参加のもとでの地主・富農の摘発運動など長期の様々な方法と過程が不可欠であった。このような作業の本格的な開始時期としては1933年の有名な「査田運動」の展開まで待たねばならなかった。ただし，これによって以上のような実情が根本的に解決されたか否かは別の問題である。この運動の検討は他の機会に譲ることにしよう。

3. 土地革命原則をめぐる党内対立

ところでこの時期，地主や富農の妨害を阻止し，如何に土地革命を徹底化するかという問題は未だ動揺的な分配基準をめぐる，当地の党内対立をも引き起していた。しかも，それは「地主階級に反対するという立場かららいて富農とは同盟すべきであり，故意に富農反対の闘争に力を入れることは誤りである⁽²⁵⁾」と主張する李立三と，これに反対した毛沢東との激しい対立にまで発展していった。だが，逆に言うならばかくの如き土地闘争の困難さとそれに伴う党内論争こそ，毛沢東の土地革命思想を生み，はぐくませた最大の土壌であった。1947年，毛沢東は土地革命の基本原則として，(1)貧農及び雇農の要求を満足させること，(2)断固として中農と同盟し彼らの利益を擁護することの2点を強調した。この原則は元々，レーニンによって提唱されその後，多くの共產主義者によってしばしばくり返されてきたものであり⁽²⁶⁾，【必ずしも毛沢東のオリジナルな表現ではない。だが，そうした原則が具体的には如何にして保障されるのかといった内容まで突っ込んで，初めて彼にその意義を実践的に認識

させたのは他ならぬこの時期の土地革命であったと思われる。そこで彼の土地革命思想の形成を運動と党内論争の過程から明らかにしていくことにしよう。

井岡山土地法、さらには1929年4月、それを若干手直しして頒布された興国県土地法⁽²⁷⁾にも示される如く、当初から毛沢東が老幼男女を問わず人口規準の一律平均分配を主張していたことは注目されてよい。しかし、実際の土地分配過程でこのような規準からだけでは、適切に土地が平均分配されないという現象が頻繁に発生した。何故なら、例えば平地の多い村、山林の多い村、収獲が多い地域、少ない地域などと地形の不均等性が一般的な状態だったからである。そこで毛沢東は1930年2月7日、江西省南部に第4・5・6赤軍、南部特別委員などの代表者を召集し、本格的な討議を行った⁽²⁸⁾。この「2・7会議」で毛沢東はユニークな土地革命の原則を提案し、朱徳・彭徳懐ら赤軍指導者の支持を受けた。その原則とは、(1)抽多補少〔土地の多い所を削って少ない所を補う〕、(2)抽肥補瘦〔肥えた土地を削って瘦せた土地を補う〕である。これらの原則は資料によるならば、既に「2・7会議」以前に江西省の幾つかの地域で自発的に実施されていたようである。水東では1929年1月、「抽多補少」に相当する方法が用られており、東固では1929年7月、土地を肥瘠に応じて3種類に分け、それをならして平均分配を行っていた⁽²⁹⁾。(2)の原則は(1)から派生した弊害、例えば土地を多く所有する者はその中の悪い田のみを提供するといった現象を改めるために生じたのである。従って、(1)(2)が1組になってはじめて実質的に徹底した平等分配が可能となる。2つの原則は「2・7会議」である程度、確認され幾つかの地域でその後、実施されていたが⁽³⁰⁾、南部特別委員会などの反対により正式な土地分配方法としては採用されなかった⁽³¹⁾。土地政策に関する反毛沢東派の主張は単に上記の原則に反対というだけでなく、その原則に流れる徹底した平均分配の思想そのものに反対したのである。つまり彼らは平均分配をブチブル的な私的観念を象徴するものと非難し、「労働力規準」の分配を主張した⁽³²⁾。

これに対して毛沢東は以下の如く反論した。「労働力を単位として分田することの弊害は孤児・寡婦・老幼・てん足女及び全ての耕作能力のない人々が皆

十分に食べられなくなることだ。また貧農は富農の牛力・農具・資本におよぼぬため貧農で労働力の多い者も富農には及ばない。……このため労働力単位はもっぱら富農にのみ有利である」と⁽³³⁾。しかも吉安県の調査によれば、完全な労働力を有する者は全人口比の25%にも満たない少数であり、そうでない人々の食生活問題は特に深刻であった⁽³⁴⁾。こうした根拠により、当時毛沢東は上記の原則の正当性を強く確信するに至り、その後も堅持した。だがこの頃、反毛沢東派は中央の李立三と結び各地の地方党員を掌握していたので、その施行ははなはだ困難であった。事実、A・スメドレーの報告から多くの地域で耕作能力や労働力を規準に分配が実施されていたことがわかる。さらに毛沢東自身の調査からも同様の状況を容易に知ることができる⁽³⁵⁾。しかも反毛沢東派は1930年5月26日、彼らの影響力の強い地域で労働力規準を明記した「贛西南ソビエト政府土地法」を公布した。これが5月、李立三の「土地暫行法」と時期をほぼ同じくしていることは多分偶然ではあるまい。さらに彼らは7月、毛沢東の不在中に江西省南部特別委員会第2回会議＝「2全会議」を開き毛沢東が「2・7会議」で提起した原則を公然と非難した⁽³⁶⁾。これに対し、毛沢東派は7月15日、南路拡大会議を開き、陳毅が8項目の土地綱領を提出し、「2・7会議」の内容を再確認した⁽³⁷⁾。また毛沢東は10月下旬か11月上旬に江西省南部地域で土地闘争の実情調査をし、これをもとに11月14日吉安での江西省党委員会で反毛沢東派と激しく対立し、「西南地区の党は“2全会議”より後、一貫して土地革命解消の路線をとっていた」と主張した。この会議で「2全会議」の方針が否定され、これとの闘争が必要との主張が承認されたことは、毛沢東の土地革命思想が徐々に支持されてきたことを示しているだろう⁽³⁸⁾。おそらく、こうした背景こそ同年12月、反毛沢東派の武装反乱＝富田事件の主因と思われる。

ところで、上記した土地闘争の実情調査は毛沢東に「人口規準による一律平均分配」の他にもう1つの原則を確信させた。すなわち、分配の地域的規準を「郷単位」とすることである。これは既に井岡山土地法にも明記されており、その意味では新しい原則とはいえなかった。だが当時「郷単位」が「村単位」

「区単位」に比べ、何故に重視されるべきかといった点に関しては、彼自身、「わたしの見方はまだぼんやりとしたものであった」と述べ、その優越性を確信してはいなかった⁽³⁹⁾。こうした点で彼の観点が鮮明になっていった時期こそ、この時の調査においてであった。「区単位」の場合、地域が広くなりすぎ手続き上、スムーズな処理を困難にし、また村人は遠方への移動を望まなかったため、この時期には既にあまり用いられなかった。これに対し、「村単位」は当時、最も広範に用いられ、「郷単位」ももっぱらこれとの比較で検討されている⁽⁴⁰⁾。

彼は調査の結果、「村単位」は次のような弊害があることに気づいた。すなわち、(1)これでは村の間にある土地の不平等性を解消することができず、例えば大村から小村への分田を不可能にする。(2)単位数が多くなりすぎ、区や郷政府の指導を非能率的にする、(3)宗族主義は当地では主に村を単位に形成されており、従って「村単位」では容易に地主・富農がそれを利用して大衆を欺き土地革命を妨害しうる⁽⁴¹⁾。以上の点から毛沢東は「村単位」を否定し、村と区の間位置する「郷単位」こそ、上記の弊害を少なくし、また手続上においても、遠方への移動を欲しない村人の要求を満す点でも、最も適切な方法と確信するに至ったのである。このように実情調査以後、毛沢東の土地革命思想はかなり鮮明化していったのである。

ところで、これまで明らかにしてきた毛沢東の観点を最もよく示している土地法として、「中国革命軍事委員会土地法」(1930年頒布)をあげておかねばなるまい。この公布時期は正確にはわからないが⁽⁴²⁾、上記の検討からだけでも毛沢東派の巻き返しが表面化した南路拡大会議(7月15日)から富田事件(12月初旬)までのある時期と考えるのが妥当であろう。スメドレーの報告では中国革命軍事委員会の成立は6月19日となっているので、これが正しければ少なくともそれ以前でないことがわかる。そこで、この主な内容を示しておこう。

(1条) 豪紳・地主・廟宇・富農の土地・山林・家屋等を没収し、ソビエト政府の公有に移し、農民に分配して使用させる。

(2条) 豪紳・地主及び反動派の家族は審査をへて、その郷に居住できました

生計の道がない者は土地の分与を受けられる。

(3条) 現役の兵士・将校・役夫及び公職者は一般規定により土地が分配される。

(5条) 雇農および遊民で土地の分与を望む者は、そうされるべきである。

(7条) 分配規準は郷単位、特別な場合3～4の郷を合わせて1つの単位とする。

(8条) 多数の要求を満たしかつ迅速に分配するため、人口に応じ男女老幼一律に平均分配する。労働力規準は採用しない。

(10条) 封建勢力を消滅し富農を打撃するため、「抽多補少」「抽肥補瘦」を原則とする。

(9条) 貧苦農民の要求を満たすため没収地の全ては彼らに分与し、ソビエト政府がこれを保留しなくてよい。

(28条) 土地税は貧農を保護し中農と同盟し富農に打撃を与えることを原則とする⁽⁴³⁾。

こうした内容は李立三の「土地暫行法」と比べて際立った相違を示している⁽⁴⁴⁾。(7・8・10条)は既に指適したとおりであるが、(3・5条)の兵士や雇農などへの土地分配の配慮は「土地暫行法」では否定されている。また、(19条)の規定は李が重視した集団農揚化構想を無視しており、さらに(1・28条)などにみられる富農に打撃を与えるという政策は李の批判した内容であった。だが、他方没収された権力を失った地主・富農がその後、一定の審査を経て一般農民と同様の待遇を受けるという発想は1931年中華ソビエト土地法の「地主には分田せず、富農には劣等地を与える」という極左的政策に比べても特異な質を有していたと言えるだろう。

4. 小 結

以上の考察に示される土地政策がその後一貫して不変であったとか、これから導かれる土地革命思想が毛沢東の完成されたそれであるとかは無論、言うことはできない。例えば井岡山土地法から中国革命軍事委員会土地法まで常に規

定していた土地公有の原則は1930年末か1931年初めに農民自身の所有で売買も自由という内容に改められた⁽⁴⁵⁾。また富農敵視政策は31年から34年までの第3次極左路線期を除いて以後かなり穏健な方法に変わっている。しかも、抗日戦争期（土地没収の停止）、第3次国内戦争期（耕者有其田の実施）、解放後の集団化過程をもみるならば、土地政策は各時期の尖鋭な政治情況に大きく規定されていることがわかる。しかしながら本論で考察した時期に毛沢東が試行錯誤しつつも、“こだわり”を抱きはじめ、やがて堅持していった以下の2つの原則は1933年後期に彼が指導した査田運動、さらには40年代の土地革命過程で一層鮮明化されていき、普遍的な毛沢東の思想的核心の1つになっていったと考えられる。すなわちその原則とは、(1)男女老幼一律の人口規準、抽多補少、抽肥補瘦などにみられる徹底した平均分配（平等主義）の思想、および(2)敵を少数に限定し、中農と堅く同盟し富農は勿論、階級として打倒された地主に対してさえ、一般農民と同等に配慮し、彼らを中立化あるいは革命の同情者にさえしようとした高度な政治優先主義の思想である。後者はこの時期、必ずしも鮮明に現われているとは言えないが——特に敵を最小限に限定する観点は土地政策レベルではまだ弱い⁽⁴⁶⁾——王明ら第3次極左路線との対立経過からみても、当時既に彼がこうした観点を意識しつつあったと判断することは可能である。

このような2つの原則は本来的に対立・矛盾関係の性格を有しつつも、現実の農民運動においては相互に依存し補完する関係となって、毛沢東における土地革命思想の核心を構成し、その後一層ダイナミックに発展していった。そのような意味からも1920～30年は土地革命思想形成の創始期的意義を有していたと言えるであろう。

(註)

- (1) 1929年10月、コミンテルンの中共中央に宛てた「書簡」では毛沢東達の革命運動を政権建設への直接的な権力闘争とはみなさず、別働隊的なバルチザン運動と表現している。(Jane Degras. *The Communist International 1919—1948*. vol. II 邦訳『コミンテルン・ドキュメントⅢ』88)
- (2) Franz Schurmann and Orville Schell, *Republican China Nationalism War and The Rise of Communism 1911—1949*. Penguin Books, 1967 p.196

- (3) 尾崎庄太郎・浅川謙次編訳『毛沢東戦後著作集』三一書房, 1959年, 319頁
- (4) John・E・Rue *Mao Tse—Tung in Opposition* 1927—1935 Stanford University Press 1966. p140
- (5) 「井岡山前敵委对中央の報告」(1928. 11) 毛沢東文献資料研究会編『毛沢東集』2巻, 1971年 28頁
- (6) John E Rue. op. cit p111
- (7) 山本秀夫「毛沢東の初期革命思想と農民運動」『中国伝統社会と毛沢東革命』東亜学院, 1968年, 102—103頁
- (8) John・E・Rue op. cit p111 (傍点は引用者による。以下も同様)
- (9) 中共中央「中国現状与共产党的任務決議案」(1942・11・28)『布爾塞維克』6期150頁, 及び「中共6全大会決議案」『国民政府建国大綱』147—148頁
- (10) 曹伯一『江西蘇維埃之建立及其崩潰』国立政治大学東亜研究所, 1969年, 219—220頁にこの間の土地革命に関するコミンテルン・党中央の主な「指令」「決議」とその概要が略述されている。
- (11) 山本秀夫, 前掲論文, 104頁
- (12) 「土地問題決議草案」は蔣永敬『鮑羅廷与武漢政權』, 伝記文学出版社 1972年 286—287頁に収録
- (13) 「湖南致中央函」『毛沢東集』, 2巻, 12頁
- (14) 「土地綱領数条」のその他の主な内容を示すならば以下の如くである。
 1. 「工作能力」と「消費量」を規準にして一切の農民に公平に分配
 2. 地域的規準は区を単位とし, 郷を単位とせず
 3. 土地没収後の地主家族に配慮をすること, 以下略(同上, 12頁)
- (15) 『毛沢東集』 2巻 69頁
- (16) 前掲論文, 同上 12頁
- (17) 前掲論文, 同上 46頁
- (18) 「興国調査」(1931・1・26) 同上, 217—222頁
- (19) Agnes Smedley. *China's Red Army Marches*. London. 邦訳『中国紅軍は前進する』283頁
- (20) 「筲」(ルオ)とは元来, 米などを入れる竹のザルを意味する言葉で, 当地では米量をはかる規準となっていた。
- (21) 「東塘等処調査」(1930・11・8)『毛沢東集』 2巻 217—222頁
- (22) 「江西土地闘争中的錯誤」(1930・11・14) 同上 161—163頁
- (23) 前掲論文 同上 216—217頁
- (24) 「木口村調査」(1930・11・21), 「興国調査」, 「贛西土地分配情形」(1930・11・12), 同上, 158—159, 173, 225—226, 245—246頁など参照。
- (25) 中共中央「致湘鄂省境地区特別委員会及第4軍委員会的信」『中国共産党史資料

- 料集』4巻, 勁草書房, 436頁
- (26) レーニン「ロシア共産党(ボ)第8回大会の中農に対する態度についての決議」(1919), 『レーニン全集』42巻, 大月書店版, 212頁など参照
- (27) 興国県土地法の内容については『毛沢東集』2巻 73—74頁参照
- (28) John・E・Rue. op. cit. p.194
- (29) 前掲論文『毛沢東集』2巻 155—156頁
- (30) 同上, 155—157頁
- (31) Tso—Liang Hsiao. *The Land Revolution in China 1939—1934* Tokyo 1967. p.18
- (32) Tso—Liang Hsiao. *Power Relations within the Chinese Communist Movement. 1930—1934* Washington. 1960. p.106
- (33) 「分青和出租問題」(1930・11・15)『毛沢東集』2巻, 167頁
- (34) 前掲論文『毛沢東集』2巻, 194頁
- (35) Agnes Smedley. op. 邦訳 143.187. 255頁。『毛沢東集』2巻 155—157 167頁
- (36) Tso—Liang Hsiao. *Power Relation.* p.106
- (37) 前掲論文『毛沢東集』2巻 163頁
- (38) 同上 161頁
- (39) 前掲論文 同上, 145頁
- (40) 前掲論文, 同上, 155—158頁
- (41) 前掲論文, 同上, 166頁
- (42) 同上, 179頁, 『中国共産党史資料集』4巻, 613頁参照, なお黎明華編著『中共的土地闘争』, 国際関係研究所, 1965年 97頁, 曹伯一, 前掲書 190頁では30年初となっているが疑問が残る。
- (43) 『毛沢東集』2巻 179—184頁に全文が収録されている
- (44) 「土地暫行法—全国蘇維埃区域代表大会通過—」『紅旗』107期(1930・6・4) 3頁, 邦訳『中国共産党史資料集』4巻, 611頁
- (45) 何幹史『中国現代革命史』, 上巻 恒星社厚生閣 1972年 178頁及びこれを基にしている黎明華, 曹伯一, 前掲書は1930年説を主張している。他方, Tso-Liang Hsiao *Rand Revolution* p26, 日本共産党中央委出版部発行の『毛沢東選集1=上』1965年 186—187頁の注は1931年初期説を明記, 後者の方が説得力がある。
- (46) ただし, 階級分析のレベルでは1926年以来, こうした敵を最小限に限定するといった観点は鮮明化している。詳細は拙稿「毛沢東の社会勢力分析に関する特質」『一橋研究』30号参照

(筆者の住所: 埼玉県所沢市久米528)